

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	松川淡水漁業協同組合						
	住 所	八幡平市大更第35地割62番地						
2 漁業権の免許番号	内共第21号 (松川)							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間			
		あゆ	友釣り	松川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		松川八幡平市柏台えん堤上流端の上流50メートルの地点から同えん堤下流端の下流50メートルの地点の間の区域			1月1日から12月31日まで			
		松川八幡平市松川砂防えん堤上流端の上流200メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点の間の区域						
(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長				
	やまめ (ひかりを含む。)			13センチメートル以下				
	いわな			〃				
	うぐい			10センチメートル以下				
(4) その他	ア 松川の金沢橋下流端から刈屋橋上流端までの区域において、3月1日から9月30日までの間は、採捕したいわな、やまめ、うぐいの所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。							
	イ 組合が濃密放流して開設するにじます特設つり場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	魚 種	あゆ	友釣り	1,000円	6,000円	組合事務所及び指定販売所
	雑 魚		やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800円	4,000円		
	ア 小学生以下は、無料とする。 イ 中学生、肢体不自由者及び70歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所	
全魚種		あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所		
		やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り					
雑 魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円				
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び帽子を所持する。							
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							